

週休2日試行工事の新試行方針(H29)

別添

○取組概要

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されている。
 →建設業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして週休2日工事を試行

○試行方針

	本官工事 (完全週休2日)	分任官工事 (週休2日相当)
目指すもの	毎週土日、祝祭日を完全に現場休工し、計画的な休暇の取得を目指す。 ※雨天等による急な休工はカウントしない	土日には限定しないが、週2日を完全に現場休工し、計画的な休暇の取得を目指す。 ※雨天等による急な休工はカウントする
対象期間	工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間	
非対象期間	準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間	
休工対象期間	「土曜日・日曜日」・「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントしない	「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする
休工の定義	休工とは、現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とする	
間接工事費の補正	○対象期間中の全日数に対する現場休工日数の割合が2/7を超えた場合に間接工事費を補正する ○間接工事費率にそれぞれ次の補正係数を乗ずる(共通仮設費:1.02、現場管理費:1.04)	
工事成績への反映	○対象期間中の全日数に対する現場休工日数の割合が2/7を超えた場合に工事成績を評価する ○「工事成績採点表 考査項目 2. 施工状況 II 工程管理 その他」で評価する ○上記を達成できない場合でも工事成績評定点において減点しない。 ○ただし、受注者の責により週休2日の取り組みに対して著しく不誠実と判断される場合、減点することがある。	
取組証	○対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場休工とした週間数の割合が70%を超えた場合は取組証を発行する ○取組証は次年度以降の中部地方整備局発注工事での総合評価における加点対象とする予定	設定なし